



平成20年第1回町議会定例会が3月11日招集され、新年度予算案など議案22件、報告2件、議員発議2件が審議され、同月19日閉会しました。

そのあらましについてお知らせします。

平成20年度 町政執行方針 及び町政報告 (要約)

平成20年度町予算編成 連結実質赤字比率40%未満に

国(総務省)は平成20年度地方財政計画において、地方税の偏在是正により生じる財源を活用、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な財源として、地方交付税の特別枠「地方再生対策費」を4千億円(うち市町村分2、500億円)創設し、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分するとしております。しかし、過年度の過疎対策債などの地方債に対する元利償還金が地方交付税措置されている

当町では、それらの元利償還金の減少とともに地方交付税の総額が減少しており、この傾向は今後も続くものと推計しており、新年度における国の地方交付税の増額対策が、当町の歳入の7割を占める地方交付税にどのように反映され、またどのよう影響するのか、極めて不確実な情勢にあると考えております。

当町においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定める新たな判断指標「連結実質赤字比率」が「財政再生団体」の基準値を下回ることができるか否かが、平成20年度以降の予算編成の最も重要な課題であり要件でもあります。平成20年度予算の編成にあたっては、次の点について留意し、予算編成をしました。

一 国民健康保険事業特別会計で有する累積赤字額の縮減を図ること。

二 平成20年度決算における「連結実質赤字比率」が、政令の定める経過措置基準の「40%」を下回る数値を確保すること。

三 財政健全化をより確実に実

効性のあるものとする観点から、平成20年度から平成21年度に繰り越す余剰財源の必要額を確保すること。

四 災害復旧費など緊急性や国の制度改正など特殊要因のあるもの及び当初予定のものを除き、可能な限り一般財源充當による増額補正措置の回避に努めること。

行財政改革の取り組み

2億6千万円を予算に反映

財政健全化対策により、平成20年度当初予算には、財政健全化計画(素案)で示した、平成20年度予算へ反映すべき項目41件、約3億960万円に対し、60件、約2億6、170万円を反映させることができたところです。

また、これら平成20年度予算の財政収支及び関連する平成19年度並びに平成20年度決算見込みに基づく推計試算を行った結果、平成20年度末の「連結実質赤字比率」は37.0%と、政令で定める経過措置基準の40%を下回る推計値が見込まれるところです。

この推計値37.0%の達成にあたっては、平成19年度において、特別会計の国民健康保険事業・直診勘定へ赤字解消分6千万円を追加補正により繰入れを行い、かつ、国民健康保険事業・事業勘定においては、1千万円の単年度収支の黒字を確保することを前提としております。

また、平成20年度においては、国民健康保険事業・直診勘定へ1億1千万円、国民健康保険事業・事業勘定へ2、500万円をそれぞれ赤字解消分として繰入れを行い、平成20年度末には累積赤字額を約6億8、900万円まで縮減することなどを前提としているものです。

更には、平成20年度当初予算に反映させることができた改革事務事業以外に

町土地開発公社の解散など関係機関による決定等が必要事項

職員給与費など協議・交渉中の事項

予算執行過程において一層の節減努力を図る事項などの年度中の行政執行要因により、追加の余剰財源が新年度中に可能になってきた場合に



企画課関係

高金利の町債を繰上償還

補償金約2千5百万円が免除に

は、先ほど申し上げました「連結実質赤字比率」の推計値37・0%をさらに引き下げる可能性もあることから、鋭意その実現に向けて努力してまいります。

町民の皆さんをはじめ、産業経済、福祉、教育など多くの団体の共通の深い理解が、何よりも不可欠であり最も大切でありますことから、重ねてご協力をお願い申し上げます。

後志広域連合へ

町職員1人を派遣

平成20年度の後志広域連合の事務の執行については、平成19年度と同様の職員数9名体制をもって行うこととしておりますが、北海道町村会の支援により、北海道町村会が給与を負担する職員1名を4月から同連合へ派遣する方向で現在調整が行われているところとあります。

派遣が決定された場合、職員数10名をもって事務の執行にあたることとなります。

また、9名の職員のうち平成20年度においては、積丹町、蘭越町、共和町及び倶知安町から各1名の職員を新たに派遣することになりました。

積丹町総合計画の見直し

簡易水道事業特別会計における簡易水道事業借換債については、当該団体の作成する健全化計画が、行政改革・経営改革に相当の効果を資すると認められた場合、公的資金を繰上償還する場合に通常必要となる補償金の支払が免除され、利率の低い地方債への借り換えが行える制度として平成19年度から制度化されました。

対象となる地方債は、旧資金運用部資金などの政府資金で、借入当時の利率が5%以上の地方債とされ、当町の場合、合計約1億2千万円を利率の低い新たな起債へ借り換えようとするものです。

平成19年度の補償金免除総額は2、452万3千円です。

平成14年度からスタートした積丹町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成

され、平成23年度までの10年間の計画として策定されており、実施計画については、3年間で計画を検証見直しするローリング方式を採用しております。

本年度から3年間（平成20年度から平成22年度）の実施計画については、積丹町過疎地域自立促進市町村計画（平成17年度から平成22年度）や公共事業計画の内容等との整合性を図りながらも、財政健全化を優先せざるを得ない観点からの見直し検討を行いました。

町長室出前懇談会で

財政健全化対策を説明

懇談の中では、特に、財政健全化判断指標のうち、連結実質赤字比率が国の定めた基準数値を超えていることや、連結実質赤字比率改善のためには、国民健康保険事業特別会計における

累積赤字解消が必要であることから、一般会計並びに全ての特別会計において歳入の確保と、歳出の削減のための対策を講じていかなければならないことと、その対応への町の考え方の説明をさせていただき、「ご意見をいただいたところとあります。

その中では、漁業・農業・商工観光業いずれの産業においても非常に厳しい経営状況にあること、高齢化の進展に伴う地域活力の低下や負担増への限界など、町民生活に与える影響を懸念する意見が出された一方、財政健全化を計画どおり進め早期の財政健全化を目指すべきとの意見などが出されました。

懇談会の雰囲気からは、町民の皆さんも「財政再生団体への転落だけは回避しなければいけない」という町の基本方針についてはご理解をいただけたものと受けとめております。

今後とも、広く町政課題に対する町民の皆さんとの共通認識を深めるため、出前懇談会を継続してまいりたいと考えております。



高知県香美市と合同チームで
よさこいソーラン祭り参加

平成4年から始まった、高知県香美市（土佐山田町）との交流は15年を経過しました。

交流のきっかけとなりました。札幌市でのよさこいソーラン祭りについては、昨年同様、第1回の準備段階から第16回大会まで毎年参加してきた積丹町の経緯と、北海道を代表するイベント「よさこいソーラン祭り」への貢献度から、特別招待チームとしての参加をよさこいソーラン祭り組織委員会から打診されております。

これを受け、香美市との協議の結果、昨年と同様の踊りのスタイルにより、合同チームとして参加することとし、その準備を進めることとしました。積丹町からの参加に係る経費については、同組織委員会から昨年同様の一部支援の配慮をいただける見通しです。今後、昨年ご協力いただいた町内女性団体の皆さんを中心とした幅広い参加を呼びかけ、よさこいソーラン祭りへ参加するとともに、香美市との交流の推

進に役立ててまいりたいと考えております。

住民福祉課関係

医療制度の改正

平成20年4月からの国の新たな医療制度は、

- ・ 後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の創設
- ・ 前期高齢者の医療費にかかるとる財政調整制度の創設
- ・ 乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大
- ・ 各保険者の特定健康診査・特定保健指導の実施
- ・ 65歳以上の国保被保険者に係る国保税の年金特別徴収の実施

など、かつてない大きな医療制度改革のスタートを内容としており、すでに国の関係法令の改正が行われております。

平成20年度から「特定健診・特定保健指導」が義務化

平成19年度の各種健診事業の実績については、住民総合健康診査410人（前年比16%増）、胃がん検診279人（前年比40

%増）など、延べ1,662人（前年比7%減）の状況で終了しました。

平成20年度も各種健診事業を実施し、疾病等の早期発見、早期治療に役立てるべく関係機関との緊密な連携を図りながら計画を進めることとしております。

特に、平成20年4月から生活習慣病予防対策の一環として、国民健康保険等の各保険者に

「特定健診・特定保健指導事業」の実施が義務化され、平成20年度から平成27年度までの間に、糖尿病等の生活習慣病者や予備

群と言われる人の数を現状より約25%減少させることを目標とした予防対策を講ずることとされており、住民総合健康診査の重要性が増していることから、それらの対策を実施してまいります。

乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大とは

就学前に比べ、就学後は入院1件当たりの医療費が高く、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して医療が受けられるよう改正されました。

●これまでの医療費の負担割合



●平成20年4月から



●平成20年10月から



塵芥収集対策事業の状況

可燃ごみ・廃プラごみ45%減

ごみ処理の有料化が平成19年4月から始まり、今年1月までの生活系・事業系の可燃ごみ及び廃プラスチックの総排出量は、552トン（前年比460トン・約45%減）、また、資源ごみについては、156トン（前年比19トン・約11%減）という状況で着実にごみの減量化が進んでおります。

また、ごみの有料化に伴う収入状況については、1月末現在で、ごみ処理手数料収入済額690万5千円で、本年度予算額952万4千円に対して収入率約72%で、決算時においては予算計上額を若干上回るものと見込んでおります。

一方、歳出のごみの収集委託費、クリーンセンター管理費、一部事務組合、広域連合負担金など廃棄物処理対策事業に係る総事業費は約7、200万円、前年比1、340万円、約15.7%の減と見込んでおります。

高齢者福祉対策事業

町独自事業の見直し

高齢者在宅福祉サービス・敬老等事業に関連する10件の町単独の福祉施策の利用者負担水準の引き上げや、支給水準の引き下げあるいは廃止について新年度から実施することとしました。

このことにより、年間約334万円の経費節減が図られ、貴重な財政健全化対策の一助となるものと考えておりますが、一方においては、長年、積丹町独自の福祉施策として存続してきた制度であることから、受益者の立場であります多くの高齢者の皆さんには、新たな負担や利用回数において心配も予想されるところですが、積丹町がおかれている厳しい財政の現状にぜひご理解とご協力をいただきたいと存じます。

国保診療所関係

H19赤字縮減

2月末現在の患者利用者数は、延べ1万1、204人（1日平均50人）で、昨年同期と比較し1、482人の増（前年

度1日平均43人）という状況です。

また、診療所運営収支については、2月末までの収入が他会計繰入れ前で約5、400万円、支出が6、400万円、差引き約1千万円の赤字という状況にあり、このまま推移した場合の平成19年度決算見込みでは、一般会計繰入れを除いた単年度実質収支が、診療所改革計画当初赤字見込額約2、800万円及び前年度の1、700万円を確実に下回る額の赤字額に縮減されるものと予想しております。

一方、財政健全化対策としての累積赤字の縮減については、一般会計からの繰入財源の確保に最大の努力を行うとともに、さきの国の公立病院ガイドラインに基づく過疎地診療所に対する財政支援措置の拡充強化について、国・道への要請に引き続き努めてまいりたいと考えております。

余別・入舸管内の患者送迎バスの運行については、2月末現在で延べ1、311人（93回運行で1日平均14人）が利用している状況にあり、新年度も継続してまいります。

商工観光課関係

商工労働関係

広域で通年雇用に向け支援

当町の単独雇用対策としての夏期間の海岸美化清掃業務や冬期間における高齢者世帯の除雪業務を引き続き実施するとともに、昨年設立されました「北後志通年雇用促進支援事業協議会」(構成 北後志5か町村、26団体代表 上野余市町長)による事業主向け講演会や企業見学会など通年雇用に向けた各種支援事業を連携して行つてまいります。

観光プロモーションについては、今後、各種イベントに積極的に参加し、外国人観光客を含めて魅力ある積丹町の情報発信に努めてまいります。



本町の豊かな自然や歴史ある文化を背景に、地域資源の特性を活かした観光地づくりを、今後より一層推進することにより、他観光地との差別化から新たな観光客を誘引し、観光振興を通じた地域の活性化につなげていくことが重要と考えております。

味処しゃこたん等を民間運営

指定管理者制度への移行のため、指定管理者の募集を行っております。アメリカ地区緑地等利用施設(味処しゃこたん等)については、2月22日までに1件の申請の申し込みがありました。

町指定管理者選定委員会において審査を行い、指定管理者候補者の答申を経て、株式会社しゃこたん興業(美国町)を指定管理者の候補者として選定しました。候補者の選定にあたりましては、地元企業としての新たな分野への事業展開を通じた地域の活性化に対する意欲と地元貢献に対する期待などを勘案し、総合的に判断したところであります。

**神威岬遊歩道(橋梁)の整備
国から4千万円超の助成支援**

神威岬自然公園遊歩道0・8kmに点在する鉄骨造の橋梁5基が、気象条件の厳しい立地環境と建設後28年から47年を経過し、塩害による老朽化の進行が著しいことが判明し、観光客の安全な通行確保の危険性が年を追って増大している状況にあります。

神威岬は、当町の最も重要な観光資源として観光産業を支えているほか、後志のみならず道央圏の広域観光ルートの重要な拠点となっており、通行止め等の非常措置を講じた場合には、当町のみならず広域観光産業への計り知れない甚大な影響が予想される一方、改修には、4千万円を超える多額の費用が見込まれることから、その対策に苦慮しております。

町の財政健全化が急がれる現状を踏まえて、これら改修整備に係る財政支援措置について、昨年来、北海道に対し、懸命の要請運動を続けてきた経緯にあります。この度、総務省の外郭団体である財団法人日本

宝くじ協会による助成支援事業として採択される見通しとなりました。

新年度において、実施設計及び自然公園法に基づく許認可等の手続きを経て、早期に改修工事に着手し、観光客の安全な通行を確保してまいりたいと考えております。



岬の湯しゃこたん関係

入浴者数減で収支赤字

冬期間の利用客の増大対策として、期間限定による利用料金の引き下げと、運営経費の縮減対策としての開館時間の短縮措置を、今年度は11月1日から実施し、2月末までの冬季の利用状況は、入浴者数1万8、409人(前年同期比約0・4%、

81人の増)、入館料等収入総額では、1、582万円(前年同期比約11・7%、2111万円の減)という状況です。

また、2月末現在の年間利用状況では、入浴者数は、11万8、967人(前年同期比約3・1%、3、745人の減)、入館料等収入総額は、1億1、246万円(前年同期比約3・7%、432万円の減)、運営経費総額は、1億4、171万円(前年同期比約2・9%、421万円の減)、差引形式収支マイナス2、925万円(前年同期比約0・2%、6万円の増)という状況です。

本施設は、平成14年1月に開館してから6年を経過し、他地域の温泉施設と同様に入浴客の減少傾向が続いており、平成17年度から施設建設費に係る起債元金償還期に入ったこと、更には、燃油の高騰及び公共料金等の値上げにより経営収支の健全維持を難しくしている状況にあります。

今後の施設運営方式についても、積丹町の観光振興及び雇用対策に寄与している施設の目的や地域性を十分踏まえ、指定管理者の導入について引き続き検

討を行ってまいりたいと考えております。

農林課関係

道内生乳増産に期待

乳質向上対策に町費支援

当町の農業生産の大半を占める酪農・畜産部門において、国際的な原油高や穀物価格の高騰により、燃料や食料品の相次ぐ値上げによる影響や景気の低迷による消費拡大の鈍化が長引き、長年の設備投資を含む負債償還などが二重、三重に重なり極めて厳しい経営状況が続いております。

2年続きの異常気象に見舞われた昨年の畑作については、栽培技術の向上と販売戦略などの取り組みから例年並みの生産額が達成されたところですが、主産物である馬鈴しょの品質において、B級品の割合が高く課題となったところです。

契約栽培、契約販売の戦略的取り組みの中で、作付面積が固定化されていることから、限られた生産量をブランド化、付加価値が確立している優位性を生かして、更なる改善策として、



反位収量の増大と品質の高価値化を図ることが重要な課題となっております。

町においても、優良家畜たい肥の特性を活かした有機、減農薬栽培手法を助長する地力向上対策事業への助成措置を継続して実施し、生産性の向上と効率化を図るとともに、高品質の畑作物の生産による生産所得の向上に努めてまいります。

畜産振興対策については、平成20年度において、道内生乳生産量が、前年度比3%増と、増産に移行する計画です。

当町にあってても乳量の増産は、収入確保に直結し、又、生産コストの上昇は、牛乳小売価格への転嫁や乳価本体の引き上げが見込まれており、期待して

いるところです。

しかしながら、減産体制から増産への転換は容易でない課題も多いこと、又、酪農家の離農による乳牛数の減少などから、当町の生産量は停滞しているのが現状です。

こうした状況の下で、個体ごとの乳質の更なる改善を図ることが最も急がれる必須の要件であることから、乳質改善事業とともに乳牛検定事業の充実した取り組みがこれまでも増して重要なことから、町単独の助成措置を継続実施して、生乳の生産性向上と乳質の徹底した向上対策を推進してまいります。

緑資源機構造林事業

作業道新設国費増額確保

昭和39年度から40年を経過した緑資源機構造林事業は、昨年度、婦美団地の二地区及び丸山地区において、今後の利用間伐等の施業の容易性と効率化や搬出コストの低減に資するための作業道の新設整備に着手しました。

本年度も、婦美団地六地区等で延長約6・7km、神岬団地で約5・5km、総延長約12・2km

の作業道の新設及び補修工事を計画しております。

また、保育施業として、神岬団地において下刈り28ヘクタール、除伐・裾枝払い24ヘクタールの施業を、婦美団地では、丸山地区、婦美二地区及び六地区において下刈り2・5ヘクタールの施業を計画しております。

水産課関係

H19計画水揚達成困難

過去30年間で最悪の状況

昨年4月から本年1月までの漁業生産は、昨年を大幅に下回る非常に厳しい状況で推移しており、当町管内美国支所及び積丹支所の総量では、総水揚量約2,396トン(前年比約35%減)、総水揚高約9億8,200万円(前年比約32%減)の実績で、平成19年度の漁協計画水揚高14億1,500万円を確保することが困難な状況にあるとの報告を受けております。

主な要因としては、主要魚種の「いか」・「ぶり」等の水揚げが大きく落ち込んだものです。

こうした状況は、後志管内全

美国漁港越波対策

整備計画変更を要望

体の漁業生産の状況に共通しており、過去30年間において水揚高が最も厳しい状況にあるとも伝えられており、燃油の高騰による甚大な影響と合わせて、沿海町村における基幹産業の漁業の著しい低迷が地域に及ぼす深刻な影響を憂慮しております。余別漁港冷蔵・冷凍保管施設整備事業は、平成19年度国庫補助事業として採択された本施設建設工事は、2月29日竣工しました。

本施設の完成により、余別漁港の漁港機能施設の充実はもとより、魚価の安定による漁業経営の安定向上に役立つことを期待しております。



漁港整備事業では、国の直轄事業の美国漁港においては、北防波堤の改良約24mを継続実施するほか、余別漁港では、北防波堤改良約71mの継続及び物揚場改良・新設約60m等を実施し、港内静穏度の確保や漁港機能の向上を図るための予算要求がされております。

また、美国漁港北防波堤基部の越波対策が待たれている状況にありますが、現行の同漁港整備計画の中に当該箇所付けがされていないため、これが整備計画の変更と予算枠の確保が重要課題となっており、実現のための要望運動に努めております。北海道の補助事業港では、平成19年度に整備着手した、日司漁港西防波堤改良工事の堤体工約30m及び消波ブロック製作工事を実施するための予算要求がされております。

また、道単独維持補修事業については、道予算の削減と当町の数多くの多様な要望箇所数等の事情により、毎年その採択数と予算枠の確保が極めて難しい

状況が続いております。

要望中の主なものは、美国及び野塚漁港の標識灯設置、幌武意及び入舸漁港の防波堤消波ブロック高上げ、日司漁港の岸壁舗装、余別漁港（来岸地区）の防波堤基部の補修、神岬漁港の物揚場の補修など7漁港38事業に及んでおります。

美国漁港海岸環境整備事業は、北海道が平成8年度から継続実施している本事業は、水域の突堤の延長中止など全体計画の変更を行うことを前提に、平成20年度は、平成19年度からの継続工事、用地護岸延長約215mの整備を実施するための予算要求がされております。

また、現在、平成21年度着工が予定されている陸域の緑地施設及び利便施設（駐車場、トイレ、水飲み場、テントサイト等）の整備に向けた施設規模、配置場所等を具体化するための基本計画作業が行われております。

ニシン稚魚9万尾放流

北海道が事業主体の大型魚礁設置事業が、余別沖合での継続実施が計画されているほか、平

成8年度から平成19年度まで、北海道が「日本海ニシンプロジェクト」として実施してきたニシン稚魚放流事業については、平成20年度からは、漁獲を目的とした放流に移行することとなることから、稚内市から積丹町までの日本海北部地域の13漁協が「日本海北部ニシン栽培漁業推進委員会」を設立し、北海道からの補助金等の財政支援を得ながら、種苗の生産を行い放流事業を実施していくこととなりました。

東しゃこたん漁業協同組合における本年度の放流計画数は、9万尾を予定しています。

また、北海道では本年度から3年間、後志南部の日本海海域での石狩湾系ニシンの日本海南部海域への回遊状況調査及び、試験放流（岩内町で30万尾）を実施していくことを計画しており、日本海沿岸のニシン資源の回復に期待を寄せているところです。

トド漁業被害

9百万円を超える被害

東しゃこたん漁業協同組合の調査による昨年12月末における



トドによる漁網被害額は、美国支所及び積丹支所の総額で約659万円、間接漁獲被害は約250万円（前年比約5%減）と報告されており、深刻な状況が続いております。

引き続き、東しやこたん漁業協同組合及び沿海町村と連携して、国及び北海道における被害防止対策の充実強化のための運動に努めてまいりたいと考えております。

町単独補助事業については、町の財政健全化対策の強化を踏まえて、補助事業の優先性や継続性、事業内容、対象経費、補助率、町の支援措置と事業主体の分担のあり方等の見直しについて、昨年に引き続き漁協への理解と協力の要請を行い、平成20年度においては、継続事業として、ウニ種苗放流事業補助、密漁防止対策事業補助、水難救難所運営補助等を実施するための予算措置をいたしました。

建設課関係

除排雪経費

昨年実績より増

2月末現在の、降雪量は5・

75m（前年同期比3・97m、約45%増）で、この冬を除く過去10年間の同期の平均降雪量が6・91mと比較すると約17%減という状況です。

例年であれば降雪量が落ちていくくる2月下旬に強い低気圧が二度通過した影響を受け、町内各地区で吹き溜まりが発生するなど、除雪出勤延べ回数も、昨年と比較して多い状況で推移しております。

また、除排雪経費も、このまま推移した場合には、過去5年間の平均委託料約5、500万円を超えないものの、昨年実績の約2、850万円より増えることが見込まれているところで

町の建設事業においては、補助金や地方債による新規の単独土木・建設事業予算財源の確保が困難な状況にあることから、昨年に引き続き、国等の特定財源の確保による町有林における新たな林業土木事業等の事業量の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、道路、小河川、住宅などの維持管理事業の実施にあたりましては、町内会等の要望事

項を十分精査検討し、その緊急性を考慮しながら、更には、各地域の町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、昨年にも増して一層の経費の節減や施工方法に創意工夫を凝らし予算の効率的な執行に努めてまいります。



美国川河川改修事業

一部用地買収に着手

国道229号危険箇所防災対策工事（法面対策工事）は、草内地区が本年3月中旬から着工し、12月末の完成が予定されており

ます。また、余別トンネル工事については、新年度も用地買収及び

物件補償を引き続き行い、平成21年度からの本格的な工事着手が予定されております。

国有林事業については、昨年9月の野塚地区の局地的な豪雨により被災を受けた石狩森林管理署が管理する「野塚野営場の沢」については、災害関連緊急治山事業により、本年8月に着工予定です。

北海道が施工する「西河四号沢」については、昨年12月中旬に災害関連緊急復旧治山事業として既に着工しており、3月末の完了をめざしております。

更に、同四号沢上流部の法面については、復旧治山事業として、また、「境の沢」については、小規模治山事業として、平成20年度中の着工が予定されて

おります。美国川河川改修事業に本格的に着手するためには、町が実施する地籍調査事業と、北海道が策定する河川整備計画の完了の2つが重要な要件とされているところ

です。1月31日、北海道が主催する河川整備計画住民説明会が開催され、北海道においては、計画の縦覧手続や説明会における住

民要望等を踏まえて、平成19年度中の河川整備計画の策定完了をめざしております。

また、新年度には、河川整備計画に係る国土交通省の同意を得て工事用地の測量調査に着手し、一部計画区域内の用地買収に着手する予定です。

土砂の流出防止及び海域の汚濁防止を目的として実施しております。美国小泊地区道単独海岸局部改良事業は、本年度も引き続き護岸整備延長20mの実施を計画しております。

同海岸事業は、平成14年度から、北海道の厳しい財政状況の下で、道単独事業費により継続して施工しており、平成20年度未までの工事進捗率は、約61%と見込まれております。



美国川周辺地籍調査完了 山岸地区を継続

町が平成17年度に着手し4年目を迎える地籍調査事業については、美国町市街地の道道船濶美国港線から東側美国川周辺地区において、昨年実施した土地の境界確認に基づき地籍簿案の作成を実施した後、関係地権者に対する閲覧を行い、閲覧終了後に、地籍調査の結果について道の認証及び国の承認手続きを経て認証された地籍図と地籍簿を法務局に送付し、河川改修計画区域内の地籍調査事業が完了することになります。

また、道道船濶美国港線から西側の山岸地区については、昨年実施した境界の確認案により、現地に仮杭を設置する復元測量を実施し、その後、土地所有者に現地立会をしていただき、地番、地目及び所有境界の確認を行う一筆地調査に着手します。

下水道使用料を引き上げ改定 380万円の増収見込み

下水道事業特別会計の財政健全化をめざし、平成20年4月か

ら下水道使用料の引上げ改定を行うこととしております。

この改定による平成20年度の下水道使用料収入は、約1,045万円と見込んでおり、平成18年度の使用料収入実績665万円と比較すると、約380万円の増収が見込まれ、一般会計からの繰入金金の縮減が図られるものと考えております。

また、野塚地区、入舸地区の2地区の加入率が約50%と低い加入状況であるため、加入促進に努めるとともに、下水道事業の本来の目的である公共水域の環境保全を考慮して、雑排水台所、風呂等)のみの加入促進を図ってまいります。

簡易水道加入率42%

美国船濶地区の加入を

平成18年4月から下水道使用料の引上げ改定と同使用料の減額制度の見直しを実施した結果、平成18年度の水道使用料収入は、約4,700万円(前年比988万円、約27%の増)、平成19年度は、約4,770万円(前年比70万円、約1.5%の増)

と見込まれ、引き上げ改定前の平成17年度に比較して、約1、

057万円、約28%の増収と見込まれており、同特別会計の健全化に向けた改革の成果が表れてきております。

一方、簡易水道の全町計画給水世帯、約1,450世帯の約37%を占める美国船濶地区の加入状況は、本年2月末現在までの加入状況は、225世帯、加入率42%という状況にあります。

職員による各戸訪問や各種機会などあらゆる機会を通じまして、加入促進の啓発に努めているところですが、特に商店、食堂、飲食店など事業所の方々は、地域の公衆衛生の改善向上を図る観点からも、ぜひ、早期の加入をお願い申し上げます。

